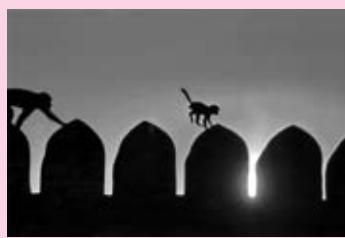


# 土地家屋調査士

## CONTENTS

NO. 827  
2025 December



表紙写真  
「お家に帰ろう」

第40回写真コンクール銀賞(自由部門)  
鳴原 孟志●栃木会

一日の世界遺産観光を終えようとしたとき、ねぐらに帰る親子のサルのシルエットが沈む夕日にくっきり。インドの夕日の美しさと子ザルの躍動に時間を忘れ、夢中でシャッターを押した一枚です。

- 02 令和7年を振り返って  
日本土地家屋調査士会連合会 専務理事 柳澤 尚幸
- 04 令和7年度 第1回全国会長会議
- 10 狹あい道路解消シンポジウム  
～広がる道路 広がる安心～
- 14 愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.142  
神奈川会／大阪会
- 17 12人の若手土地家屋調査士 第3回
- 20 ADR民間紛争解決手続代理関係業務  
法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！
- 22 土地家屋調査士新人研修修了者  
関東・近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会
- 25 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 27 会務日誌
- 29 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書
- 30 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 31 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム  
調査士カルテ Map
- 32 令和8年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内
- 33 令和7年 秋の叙勲・黄綬褒章
- 34 地名散歩 第166回  
一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介
- 36 ちょうさし俳壇 第487回
- 37 国民年金基金だより
- 38 ネットワーク50  
富山会
- 39 編集後記

# 令和7年を振り返って



日本土地家屋調査士会連合会 専務理事 柳澤 尚幸

会員の皆様におかれましては、日頃より連合会の会務運営へのご理解ご支援、事業執行へのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年6月に開催されました第82回定期総会において新執行部がスタートし、令和元年来、再度の専務理事を拝命しました関東ブロック協議会群馬会所属の柳澤尚幸です。

所有者不明土地等問題の解消、発生予防を目的とした令和3年の民法・不動産登記法の改正から4年が経過しました。この間、相続土地国庫帰属法(令和5年4月27日施行)や相続登記の義務化(令和6年4月1日施行)などの改正がなされ、来年度には住所等変更登記の義務化と併せスマート変更登記の実施(令和8年4月1日施行)も予定されています。これら国民生活に密着する登記手続に申請義務が課されたことは、各種メディアやSNSを通じた広報により国民への周知が行われており、各所でトウキツネのキャラクターと共にポスターなども見かけるようになりました。私たち土地家屋調査士にも相続に起因した登記手続について、質問や相談を受ける場面が増えたように思います。無論、相続登記に関する手続きを行うことは私たちの業務ではありませんが、正しい情報を国民の皆様へ伝え、制度が着実に実施されるよう周知することも専門資格者としての重要な職務であると考えます。一方、権利に関する登記については、様々な制度が実施され、申請義務が課されたことについて大きく報じられているのに対し、元来申請義務のある表示に関する登記については手当がされないのか、といった声を全国の会員から頂戴しております。令和6年能登半島地震において被災した倒壊家屋の公費解体事業が円滑に進

まなかった原因に、地図の未整備や建物の未登記、相続登記未了によって所有者の特定に困難をきたしたことが要因の一つになったとの報告もあります。連合会では、昨年に引き続き各政党や国への予算政策要望の一項目に、「所有者不明土地・所有者不明建物の発生を予防するための施策について(不動産登記情報の最新化)」を挙げ、未登記不動産(特に未登記建物)の解消への働きかけを続けています。歴史を振り返れば、昭和35年の不動産登記表題部と課税台帳である土地台帳、家屋台帳の一元化が実施されたことは、不動産の正確な物理的現況を表す表題部と課税対象を記録する固定資産台帳記録は同一であることを標榜したものであり、そのため納税者である不動産所有者に申請義務が課されたものと理解されます。一元化に先駆け税務官吏から表示に関する登記手続の代理人として誕生した私たち土地家屋調査士には、登記記録の正確性の担保が期待されています。

さて、社会の変革にも目を投じると、生成AIがより身近となり、生活面では物価高が話題となっただ一年でした。当連合会でも各部会の議事録作成などにAI文字起こしが利用され、事務の効率化につながっています。土地家屋調査士業務においてもGISやオープンデータの活用、不動産に関わる多くのデータが利用可能となり、本格的に生成AIが関与する外部環境は着実に整いつつあると思われます。例えば、調査対象地をクリックすると、登記情報やPLATEAUなどの3Dモデル、GISに紐付くデータから、筆界座標やポリゴンデータとともに近傍の基準点情報とトラバース計画、過去の立会記録や境界

確定データに加えて統計的に雨天を避け、交通情報や人流などのビッグデータも加味した最も効率的な測量計画が瞬時に提供されるようになるでしょう。あるいはそこに隣接土地所有者の登記記録から所有者探索に係る難易度を評価し、スコアとして示されるのかも知れません。ほかにも、事業計画者がおよその事業規模や用途を入力すれば、土地利用や建築に関わるすべての制限や許可条件、必要な手続きもAIによって情報が整理され、最適な色彩、デザインも含めた事業計画が提案される日も想像に難くありません。もっとも、AIが提供してくれる情報はデータ化されていなくてはなりませんから、私たち土地家屋調査士が担うべき地図を含めた土地・建物に関する正確な不動産に係る情報整備は、まだまだこれからとも言えそうです。

そして、令和7年は物価上昇が定着した一年でもありました。政府統計による消費者物価指数(総合指数)は、前年比で令和4年+2.5%、令和5年+3.2%、令和6年+2.7%、令和7年+3.2%（推計）となっており、昭和63年から約6年に渡って続いたバブル期の上昇に迫っています。また、物価上昇と同じくして最低賃金の引き上げに伴い人件費も上昇してい

ます。その一方で人手不足も深刻となっており、会員の皆様が経営する土地家屋調査士事務所においても、補助者、後継者の確保と業務報酬の見直しという課題に向かわなければならない状況が続いているのではないでしょうか。連合会も次世代を担う受験者の増加に向け受験校との提携や受験会場でのアンケート調査などの取組みを続けているところですが、一気呵成に、とはいえないものの出願者数において令和2年の4,646名から4,733名、5,400名、5,417名、5,509名、令和7年には5,821名と年々増加していることは少し明るい話題です。小さなことからコツコツと（すみません。古い昭和ギャグです。）。

2025年は昭和100年、土地家屋調査士制度制定75周年にあたります。私たちは戦後の混乱期においても不動産を正確に登記することの重要性を説き、制度の充実発展に尽力された諸先輩の努力に改めて敬意を表し、次世代の土地家屋調査士への着実な継承と活躍に向けて今後も取り組んで参ります。

昭和101年、そして新たな四半世紀のスタートを迎える来年が、土地家屋調査士制度に関わる会員の皆様にとって、さらなる活躍の年となりますよう祈念し結びといたします。



# 令和7年度 第1回全国会長会議

## はじめに

令和7年10月7日(火)、8日(水)、東京ドームホテル(東京都文京区)において、全国の土地家屋調査士会50会の会長及び日本土地家屋調査士会連合会(連合会)役員が一同に会し、令和7年度第1回全国会長会議が開催されました。

花岡常務理事の司会により、会議が開会しました。

## 1 開会の言葉

杉山副会長から開会の挨拶がされました。



杉山副会長

## 2 連合会長挨拶

岡田連合会長から挨拶がありました。

長く厳しかった今年の猛暑が過ぎ、秋の気配が漂う中、本日は、令和7年度第1回全国会長会議にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、本年6月17日、18日に開催をいたしました定時総会におきましては、全ての議案を承認いただきましたこと、誠に有り難く、全国の土地家屋調査士会の会長・代議員の皆様に改めて感謝申し上げる次第です。ありがとうございました。

新執行部におきまして、全国からの叡智を結集し、事業方針大綱、各事業計画にのっとり、精力的に活動を展開しております。土地家屋調査士制度の発展と国民生活の安心・安全を念頭に、連合会会務に対峙しているところでございます。そして、全国の土地家屋調査士会の会長の皆様とともに、一堂にこうして集い、情報交換と意見交換ができる本日の機会を大切にしたいと考えております。

基本方針として掲げました「制度環境の共有から調和～新時代を開く～」を意識し、土地家屋調査士

の世界全体でまとまっていくべく、お願ひをさせていただきたく存じます。

さて、本年6月、閣議決定されました政府の「骨太の方針2025」本文において、地図づくりに関する提言が4年連続で記載された事実も引き金となり、法務省における来年度の概算予算要求額が、地図予算として初めて50億円を突破したこと、そして、同日閣議決定されました「新しい資本主義実行基本計画」において、低廉な入札への警鐘及び良質なサービスにはふさわしい価値が存在する旨を、政府の言葉として国民に発信されるに至りました。連合会として、専門職としての対価を考えていただくよう発信を続けてまいりましたが、それが成果として表れたところであると考えております。そして、頻発している自然災害に対して、平時から危機意識を共有し、自ら備えを怠ることなく、安定した国民生活を提供し得る職責を全うする資格者組織として確立することは、連合会及び全国の土地家屋調査士会にとって必然であると考えています。

今回の全国会長会議においては、今を生きる私たち土地家屋調査士の責任として、将来、未来の土地家屋調査士の姿を思い描きながらの議論展開をお願いさせていただきます。

社会の環境も、私たちの立ち位置も、日々変化の渦中にあります。今後も、土地家屋調査士は、国民の皆様の貴重な財産である不動産の権利の明確化に寄与することにより、明るく安全に暮らせる社会を維持することを目的とする資格者で在り続けることを議論し合うとともに、意義深い全国会長会議となりますようお願ひをさせていただきまして、開会に当たっての私からの挨拶とさせていただきます。2日間、どうぞよろしくお願いします。



岡田会長

## 3 座長選出

近畿ブロック協議会から奈良会の藤村会長が選出されました。



藤村座長

## 4 各部等事業計画の実施状況と今後の取組について

事前に書面による質問、要望が寄せられており、連合会担当役員による回答が行われました。質問内容等は多岐にわたり、表示に関する登記手続における固定資産課税台帳情報の利用について、職務上請求書について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録システムについて、ベース・レジストリに関連した土地家屋調査士の責務について、建物表題登記に係る所有権証明について、事務所形態について、不在者財産管理人の選任について、大規模災害時の復興支援の在り方について、土地家屋調査士総合研究所について、ADRについて等の答弁及び意見交換が行われました。

連合会からの報告の骨子は、下記のとおりです(紙面の関係から一部抜粋)。

### 一 制度対策本部

#### 1 土地家屋調査士制度の基盤の拡充と改革の推進を図るための方策の策定と展開

- (1) 令和3年の民法等の一部を改正する法律により改正された民法及び不動産登記法並びに同時に制定された相続土地国庫帰属法に関する対応
- (2) 要請に基づく政府機関等の会議への参画及び土地家屋調査士としての提言
- (3) 土地家屋調査士法の改正に向けた要望の策定及び関連機関・団体との調整等の諸活動並びに政党等への予算・政策要望
- (4) 土地家屋調査士試験制度に係る課題の検討

#### 2 土地家屋調査士制度に係る諸施策・社会環境等に関する情報の捕捉と適切な対処

- (1) 政府のデジタル政策への対応
- (2) 民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に関するパブリックコメントへの意見提出
- (3) 不動産登記規則の一部を改正する省令案の概要に関するパブリックコメントへの意見提出
- (4) 法務省・国土交通省主催の「令和7年度改正マンション関係法に関する説明会」への出席

#### 3 学識者との共同活動

### 二 総務部

#### 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に

#### 関する事項

- (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
  - (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
- #### 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項
- #### 4 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- #### 5 情報公開に関する事項
- #### 6 会館の管理に関する事項

### 三 財務部

#### 1 財政の健全化と管理体制の充実

- (1) 予算執行の適正管理
- (2) 中長期的な財政計画の検討

#### 2 福利厚生及び共済事業の充実

- (1) 親睦事業の検討及び実施
- (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営
- (3) 国民年金基金への加入の促進

#### 3 大規模災害対策に関する検討

### 四 業務部関係

#### 1 土地家屋調査士業務に関する事項

- (1) 土地家屋調査士職務倫理規程に関する指導及び連絡
- (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する指導及び連絡
- (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する指導及び連絡
- (4) 新技術の業務への利活用の検討
- (5) 業務関連文書のデータベース化
- (6) 事件簿、年計表及び取扱事件年計報告書総合計表について
- (7) 令和7年4月1日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定について
- (8) 建築確認等手続の電子化について
- (9) 宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面の記載内容について

#### 2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導

#### 3 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点に関する指導、連絡及び検討
- (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
- (3) 会員技術向上の検討及び指導

- (4) 関係機関との連携及び協議
- 4 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の実施
- 5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 6 オンライン登記申請への対応
- 7 業務マニュアル等の検討

## 五 研修部関係

### 1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習の運用
- (2) 義務研修の実施・検討
- (3) eラーニングの拡充・整備と運用
- (4) 研修体系及び研修の充実の検討
- (5) 研修情報の公開の活用・推進
- (6) 研修部が管理するシステムの運用・整備

### 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

- (1) 土地家屋調査士特別研修の受講促進チラシの作成
- 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

## 六 広報部関係

### 1 広報に関する事項

- (1) 外部に向けた情報の発信
- (2) 各土地家屋調査士会に向けた広報

### 2 会報の編集及び発行

- (1) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- (2) 各土地家屋調査士会の情報の集約と共有
- (3) 連合会の情報発信

### 3 情報の収集に関する事項

## 七 社会事業部関係

### 1 地図の作成及び整備等に関する事項

- (1) 法務局地図の作成及び整備
- (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

### 2 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項

- (1) ADRに関する情報の収集及び提供
- (2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
- (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携
- (4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供

### 3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

### 4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

- (1) 官公署の入札に関する対応

### (2) 狹い道路解消の対応

土地家屋調査士会及び関連団体と連携し、狭い道路解消事業における土地家屋調査士の関与の在り方について検討を行い、狭い道路解消シンポジウムを令和7年10月17日に仙台市太白区文化センター楽楽楽（ららら）ホール（宮城県仙台市）において開催することとしている。

### 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

- (1) 防災関係の情報収集及び提供
- (2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項
- (3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

### 6 大規模災害復興支援関係

- (1) 令和6年能登半島地震への対応
- (2) 災害時における損壊家屋等の公費解体・撤去の促進について

## 八 土地家屋調査士総合研究所関係

総研にリニューアル後の最初の会議において、総研の研究方針について協議を行い、これに基づき令和7年度の総研の研究体制を整えるべく準備に当たっている。

令和7年度から「統計に関する事項」を新設し、連合会が保有する土地家屋調査士に関する様々なデータの分析を行い、土地家屋調査士の社会的ニーズを把握し、今後の社会情勢及び土地家屋調査士の動向を予測することで、連合会事業及び連合会の政策提言等に反映させることを目的とした研究を行うこととしている。

また、「土地家屋調査士制度に関する研究」では、土地家屋調査士ADRについて意見のある会員を募集して意見交換会を行う新たな試みも企画している。

なお、令和7年4月に地籍問題研究会から学会化した日本地籍学会との組織間連携について、総研担当副会長をはじめ連合会から数名が同学会の役員に就任するなど、今後も積極的に交流・連携を行っていく。

### 1 表示登記制度に関する研究

### 2 土地家屋調査士制度に関する研究

### 3 土地家屋調査士業務に関する研究

### 4 統計に関する事項

### 5 会長から付託された事項の研究

### 6 各部との連携

### 7 地籍に関する学術的・学際的研究

- (1)日本地籍学会との連携
- (2)日本登記法学会との連携
- (3)関連学術団体との研究交流

## 九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

### 1 第20回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

- (1)法務大臣の指定
- (2)特別研修の実施
- (3)実施に係る助成
- (4)今後の予定

認定までのスケジュールを次のとおり予定し、事務を進めている。

- ① 考査結果発表通知令和7年11月中旬
- ② 認定申請実施公告令和7年11月中旬
- ③ 認定申請期間令和7年12月上旬～中旬
- ④ 認定発表令和8年3月中旬(官報3月下旬掲載)

### 2 第21回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

## 5 連合会が取り組んでいる事項等の説明

連合会が現在取り組んでいる各部等事業の実施状況と今後の取組について、資料に基づき説明が行われたので、下記に記載します。

なお、紙面の関係から、下記の各部等の報告及び説明事項は、主要な項目のみを記載します。

#### (1) 土地家屋調査士会会則モデルの改正及び同逐条解説集の改定について

土地家屋調査士会会則モデルの改正及び同モデルの逐条解説集の改定について、大久保総務部長から説明が行われました。

改正時期については、各土地家屋調査士会の意見を踏まえ、改正を目指すとされました。

利益供与等の禁止について、入会金及び会費に関する規則等、活発な意見交換が行われました。

#### (2) 専門的賠償責任保険の対象者の見直しについて

引き続き、大久保総務部長から次のとおり趣旨説明が行われました。

専門的業務賠償責任保険(以下「保険」という。)は、

平成19年に境界問題相談センターの運営やADR事業等を推進する状況に鑑みて導入したものであり、現在は各土地家屋調査士会及び連合会の役職員等を被保険者として加入しています。

各土地家屋調査士会の被保険者の保険料については、土地家屋調査士会会則モデル第48条及び第54条に基づき設置される委員会に属する委員の保険料を連合会が負担する取扱いですが、支部役員等の追加を希望する場合は、保険料は各土地家屋調査士会が負担することで被保険者としています。

なお、境界問題相談センター(同会則モデル第86条の2)の運営委員等については、保険の対象としてほしいという要望がありますが、土地家屋調査士会等が訴えられる事件の増加により、保険料は値上がり傾向にあることから、連合会が負担する対象を見直すため、各土地家屋調査士会における委員等の保険の加入状況について回報を依頼したところ(令和7年3月31日付け日調連発第391号)、加入状況にばらつきがあることが確認されました。については、保険の対象者の見直し及び連合会が負担する保険料の令和8年度以降の取扱いについて説明させていただきます。

その後、保険料及び保険対象者についての意見交換が行われました。

#### (3) 宅地建物取引士が説明する重要事項について 書面の記載内容について

安部業務部長から次のとおり提案理由の説明が行われました。

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(以下「全宅連」という。)から「会員へ提供している土地建物売買に係る契約書等の各種書式についての改訂作業を行っており、売買の際に必須となる境界確定や測量図等の実務上の取扱いについて、何点かご教示いただきたい。」との連絡があり、去る5月28日に打合せを開催したところ、全宅連を含めた不動産業界が半年以内を目途に各種書式を改める予定であるとのことから、当連合会から統一した用語法や定義等を提案する方向で、検討を進めてきたところである。

については、別添のとおり当連合会が考える宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面の記載



大久保総務部長



安部業務部長

内容について説明させていただきます。

その後、宅地建物取引士が説明する重要事項のうち、境界にかかる部分の説明について、慎重な意見交換が行われた。

#### (4) 令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修における各ブロック協議会に委託する際の運営方法等について

松村研修部長から令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修における各ブロック協議会に委託する際の運営方法等において、令和8年度土地家屋調査士新人研修基本計画(案)、令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修におけるカリキュラム(案)、新人研修における令和8年度以降のブロック協議会への助成金についての説明が行われました。

その後、連合会作成の同新人研修におけるテキストの作成、ウェブ研修の拡充、受講料等の在り方について意見交換が行われました。



松村研修部長

## 6 グループ討論

会議1日目の後半には、各土地家屋調査士会会長によるグループ討論が行われました。50会の会長が4グループに分かれ下記4つのテーマのうち、



グループ1座長 福岡会 村山会長



グループ3座長 福島会 土井会長

2個又は3個のテーマにつき討論が行われました。

テーマは下記のとおり

#### ○テーマ1 研修(特に新人研修と年次研修の義務研修)について

義務研修の欠席者に対する対応の状況、義務研修の受講啓発のための効果的な方策、研修の受講促進の方策について情報交換・意見交換をお願いしたい。

#### ○テーマ2 会務運営について

次の論点を念頭に会務運営について、情報交換・意見交換をお願いしたい。

- ①会費の値上げの方策、会費の適正価格の検討など
- ②事務局機能・運営について(セキュリティー、災害対策など)
- ③会員への対応(通知方法、会費未納者対応、会員間の交流の促進など)
- ④その他

#### ○テーマ3 世界測地系による地積測量図の作成について

世界測地系による地積測量図の作成を促進するための、各会における会員への周知・指導の状況・方策など、また法務局との連携などについて、情報交換・意見交換をお願いしたい。

#### ○テーマ4 報酬額について

土地家屋調査士会における報酬額に関する取組において、研修などの啓発の方策等、適正な業務と



グループ2座長 山口会 乗川会長



グループ4座長 東京会 橋立会長



グループ1報告者 札幌会 佐藤会長



グループ2報告者 香川会 細川会長



グループ3報告者 岐阜会 今瀬会長



グループ4報告者 三重会 川井会長

の関連などを踏まえ、土地家屋調査士制度発展のための在り方について情報交換・意見交換をお願いしたい。

会議2日目には、グループ討論の報告が行われました。

報告後の意見交換では、地積測量図における世界測地系の対応状況、適正な価格設定の難しさや同内容の各土地家屋調査士会研修会の実施状況の情報共有、会費の値上げ状況及び会務の見直し、経費節減や利便性向上のためのウェブ研修の更なる増強、年次研修の開催方法及び補講の在り方、各土地家屋調査士会のGNSS利用状況の情報共有、土地家屋調査士資格の更新等について、活発な議論が行われました。

各会長からは、この議論の中の一つでも、連合会で取り上げていただき、具体的な実現に向けての検討要望がありました。

## 7 意見交換・情報交換

意見交換・情報交換の場では、年次研修の在り方、会則変更の時期、各土地家屋調査士会における登記完了までにかかる時間の情報共有、災害対応等について、活発な意見交換・情報交換が行われました。

## 8 閉会の言葉

三戸靖史副会長から閉会の言葉が述べられ、会議が締め括られました。



三戸副会長

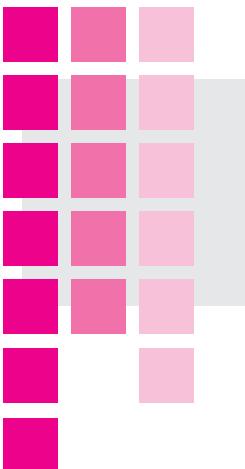
## おわりに

今回の全国会長会議では、質問及び要望が事前提出分だけで17項目ありましたが、連合会から、それぞれ丁寧な説明が行われていました。グループ討論では、特に、各土地家屋調査士会の地域性や多様性のある情報交換が行われていました。適正な業務及びそれに伴う報酬の在り方及び基準点の利用状況などについては課題も多く、その対応の難しさを感じながら傍聴しておりました。

連合会の取組では、新人研修の在り方について、研修会場への移動及びその費用負担につき、活発な意見交換が行われました。

1日の夜には懇親会も開催され、更なる情報交換・意見交換の場となり、当職の取材にも快くご対応いただいたところです。

広報員 石瀬 正毅(東京会)



# 狭あい道路解消シンポジウム ～広がる道路 広がる安心～

日時 令和7年10月17日(金) 13:00 ~ 17:00  
場所 宮城県仙台市太白区文化センター 楽楽楽(ららら)ホール  
主催 日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」)  
共催 全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」)  
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会  
(以下「全公連」)  
日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会  
東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会  
宮城県土地家屋調査士会(以下「宮城会」)  
宮城県土地家屋調査士政治連盟  
公益社団法人宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
後援 総務省、法務省、国土交通省、宮城県、仙台市



会場風景

以下の宣言を理念として掲げ、開催されました。

## 狭あい道路解消促進宣言

私たち土地家屋調査士は、国民の安全な日常生活を支えSDGsにおいて掲げられた「住み続けられる街づくり」を実現するため、狭あい道路の解消に努め、国民の生活の向上と安心・安全に寄与します。

- 不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である私たち土地家屋調査士は、その有する知見を活かして、自治体と連携して狭あい道路の解消に努めます。
- 狭あい道路を解消するための統一的な制度・基準の策定及び財源の確保に貢献します。

私たち土地家屋調査士は、ここに狭あい道路解消に向かって進むことを宣言します。

令和5年10月24日  
日本土地家屋調査士会連合会

## はじめに

本シンポジウムは、昨年の千葉開催に続き今年で3回目。来場者328人(仙台市長、講師、事務局を除く)と多数で、国會議員7名、県議会議員5名、周辺市町議会議員13名の方々も出席されました。

【狭い道路】とは幅員4m未満の道路であり、国民生活の安心・安全を脅かす存在として、その解消が課題とされています。

## 第1部 開会の辞(主催者・共催者挨拶)

開会に当たり、主催者および共催者の代表者から挨拶が述べられました。本シンポジウムの開催意義と狭い道路解消に土地家屋調査士全体で取り組む決意を示すものがありました。

- ・主催者挨拶 日調連会長 岡田潤一郎 氏
- ・共催者挨拶(書面) 全調政連会長 椎名勤 氏
- ・同(書面) 全公連会長 榊原典夫 氏
- ・開催地会長挨拶 宮城会会長 高橋一秀 氏



日調連 岡田会長



宮城会 高橋会長

続いて、開催地宮城県および仙台市より祝辞が寄せられました。狭い道路の解消に向け、土地家屋調査士への活動を期待するものでした。

- ・来賓祝辞 宮城県知事(書面) 村井嘉浩 氏  
仙台市長 郡和子 氏



仙台市長 郡和子 氏

## 第2部 専門家講演

講演では、学術、防災、行政、そして法制度の各分野を代表する専門家が登壇しました。それぞれの専門的視点から、狭い道路の現状、複雑な要因、解決に向けての講演が行われました。

### 1 講演「狭い道路におけるコミュニティ形成に向けた課題」

登壇者 宮城大学事業構想学群 教授  
特定非営利活動法人コミュニティ  
代表理事 小地沢 将之 氏

#### 講演概要

本講演は、「仙台市内の狭い道路の特徴」と「コミュニティ形成のリアリティ」を理解することを掲げて行われました。



#### 社会構造と都市の歴史的本質

私たちの社会は国、市町村、地域コミュニティといった階層的なルール構造で成り立っており、同じ階層にある異なるコミュニティ間ではルールが及ばず、価値観が異なる集団間の対立やトラブルが都市の歴史的な本質であったと解説されました。

#### (参考)道路種別(条文は建築基準法)

- ・みなし道路(42条2項)：拡張が困難なため、幅員4m未満でも道路とみなす。
- ・位置指定道路(42条1項5号)：道の中心から2mずつを道路とみなす。
- ・水平距離指定道路(42条3項)：拡張困難だが、十分な空地があるため4m未満でも道路とみなす。

- ・協定道路(43条2項2号)：協定により道路とみなす。特に仙台市では、3項道路沿いの建築に対して「接道できるのは計2,000 m<sup>2</sup>まで」「1戸あたりの延床面積は200 m<sup>2</sup>まで」「用途は住宅のみ」といった厳しい用途制限が課せられている点が特徴として挙げられました。

### 結論

狭い道路の解消には道路拡幅だけでなく、社会的な側面からのアプローチが不可欠であると結論付けました。

- ・狭い道路の共有持分の公平さ、維持管理ビジョンの明確さが必要
- ・単なる空間としてだけでなく、「道路を共有する」ことの意識を持つことが重要である。

## 2 講演「『杜の都・仙台』の安全安心のために～仙台市消防局の取組～」

登壇者 仙台市消防局 警防部長  
福来 勝 氏

狭い道路は、火災時の消火活動を困難にし、緊急車両の進入を妨げたりする要因となる。

現在、消防局の対策として、独自の地図を作成し、緊急時には道路幅に合わせた車両を手配するなどを述べられました。



## 3 講演「石巻市における狭い道路整備の現状と課題について」

登壇者 石巻市建設部建築指導課  
技術主幹兼指導係長 大川 伸行 氏  
狭い道路の整備に関する独自の要綱や要領を策

定しています。

- ・石巻市狭い道路整備要綱(平成17年策定)
- ・石巻市狭い道路整備要綱事務取扱要領(平成17年策定)
- ・費用の負担：後退道路用地の分筆登記、所有権移転登記費用、測量費用、構造物除去費用の負担(全額または一部)を行っている。

課題として、所有者の理解、財源の確保、個別協議による限界など、申請による個別協議であるため、狭い道路解消には時間を要する点などを述べられました。



## 4 講演「狭い道路解消に向けた取組み」

登壇者 国土交通省住宅局市街地建築課  
課長 田中 政幸 氏

国土交通省は狭い道路解消に関するガイドラインを作成。全国の自治体や関係団体が狭い道路解消に取り組むための統一的な基準や指針を提供し、解消に向け積極的に発信してきた状況を述べられました。



## 5 講演「街づくりにはたす土地家屋調査士の役割」

登壇者 元国土交通副大臣・元八千代市長

土地家屋調査士 豊田 俊郎 氏

土地家屋調査士としての専門性に加え、市長、国會議員、そして国土交通副大臣として政策決定に深く関わってこられた豊富な経験をお持ちです。

国土交通副大臣として国土強靭化に取り組まれ、狭い道路の解消や地籍整備の必要性を積極的に発信。所有者不明土地問題に関する議員懇談会の事務局長として、相続登記の義務化を含む法整備に尽力されました。



これらの専門家による講演は、狭い道路問題の複雑性と、解決に向けたアプローチの多様性を示すものでした。

## 第3部 閉会の辞

全調政連会長 椎名 勤 氏



## 終わりに

本シンポジウムは、主催者・共催者による挨拶、各分野の専門家による多様な分析、そして現場を反映したデータを組み合わせることにより、狭い道路の課題を示したと同時に、その解決を担う土地家屋調査士の社会的使命を再確認し、冒頭の「狭い道路解消促進宣言」実現へ向かうための方向性を示すものとなりました。また、この度のシンポジウム開催に当たり、関係者の皆様の並々ならぬご尽力に対し深く敬意を表しますとともに、取材へのご協力を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

広報員 高橋 彰眞(秋田会)

# 愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol. 142

## 神奈川会

### 『神奈川の取り組み』

神奈川県土地家屋調査士会広報部長 小田 靖

筆者が所属する神奈川会(以後、当会という)は、面積が47都道府県中43番目とさほど広くない面積です。その面積の中に横浜市、川崎市、相模原市という3つの政令指定都市をかかえています。所属会員数でいうと800人弱と全国の土地家屋調査士会の中でも多い方です。ただし、筆者の事務所所在地は神奈川県の中でも一番西側の湯河原町というところで、人口2万人強の小さな町です。県の中で東西のギャップが激しいと日々感じています。筆者が当会役員として横浜市に通うたびに、横浜駅周辺のビル群と筆者の事務所周辺の田舎風景は全く異なり、人通りも異なります。役員任期が長くなってしまって飽きないのは、その辺にあるのかもしれません。

当会の社会貢献活動への取り組みとしては、昨年度から神奈川大学で行っている寄附講座と工業系高校で行っている出前授業があります。寄附講座に関しては単位ありの講座として開催しており、9月から翌年1月まで授業を行っています。講師は、当会会員の中で協力を仰ぎ、交代制で担当しています。出前授業に関しては学校がある支部会員の協力のもと、10数年前から一貫して開催している学校もあり、卒業生が当会会員になった例もあります。筆者が所属している支部でも該当する工業系高校があり、10

数年前の最初から参加していますが、最初は手探り状態であったのが思い起こされます。寄附講座および出前授業については、当会ホームページ(<https://kanagawa-chousashi.or.jp/>)の広報ニュースに記事を掲載しておりますので、どのように活動しているか気になりましたら確認していただければと思います。

広報活動として毎年開催しております全国一斉不動産表示登記無料相談会は、これも10数年前から横浜駅東口で開催するようになりました。その前までは当会会館で開催していたのですが、1日で数人が相談に来るだけでした。そのため、当時の当会広報部と制度対策特別委員会の会議で、来ないのであればこちらから出向こうという意見を採用し、今現在まで続いております。横浜地方法務局登記官、弁護士、司法書士兼業会員の協力も仰ぎ、相談内容によって相談員を振り分けながら開催しております。開催場所を変えたことによって、毎年1日で40人前後の相談者が訪れるようになりました。こちらも毎年、記事を掲載しておりますので、気になりましたら確認していただければと思います。

上記以外に当会広報部の制度広報活動としては、行政機関などに設置されているディスプレイでPRCMを流しております。放映可能な全カ所で、1



横浜みなとみらい



湯河原町から真鶴半島

年間ですと莫大な費用がかからってしまうので、毎年、全国一斉不動産表示登記無料相談会にあわせて、7月上旬から9月末にかけて、4箇所を輪番制で選定し、1日50回以上放映しております。あわせてその期間に当会YouTubeでも公開しておりますので、ご興味がありましたら確認していただければと思います。

長々と当会の取り組みについて書きましたが、最後に神奈川県のPRをしたいと思います。最初の方に書きましたとおり、神奈川県は東西で全然違う県です。横浜市には中華街や、みなとみらいがあり、

湘南地域はサーフィンができる海岸があり、筆者のいる地域には箱根や湯河原といった温泉地があります。また、県中央部を東名高速が通っており、東海道新幹線停車駅も複数あることから、比較的どこからでもアクセスしやすいと思いますので、観光や家族旅行などのご一考になれば幸いです。ただし、よく質問されるのですが、箱根や湯河原、県は違いますが熱海でどこかいいホテルや旅館はないかと聞かれるのですが、地元あるあるで筆者は泊まったことがなく分からないので、上記質問は遠慮願います。

## 大阪会

### 『校庭に前方後円墳を描こう』

大阪土地家屋調査士会

泉州支部・黒田 成宣、中山 武彦、達 光隆



大阪府には大仙陵古墳(伝仁徳天陵)で有名な世界遺産にも登録された「百舌鳥・古市古墳群」をはじめ数多くの前方後円墳があります。この古墳群から南に泉大津市・和泉市・高石市にまたがって分布する「大園遺跡」があります。この遺跡は1970年代に大阪府教育委員会により大規模な発掘調査が行われ、今日に至るまで泉大津市・和泉市・高石市の各教育委員会によって大小多数の発掘調査が行われました。その中に全長53mの帆立貝形墳の「大園古墳」がありました。今回、泉大津市教育委員会から小学校のグラウンドに昔の測量方法で子どもたちと一緒に実物大の「大園古墳」を描いてほしいとの協力依頼がありました。とはいえる長さ53mの前方後円墳を子どもたちどのように描いていくのか、またどのような企画が子どもたちの楽しい夏の思い出になるかを大阪府弥生文化博物館の三好玄様、泉大津市教育委員会の奥野美和様、泉大津市立池上曾根弥生学習館の二木均館長はじめとした皆さまと打ち合わせを重ね下記の事業内容に決定しました。

#### 事業内容について

##### 1. 事業日時

令和7年8月3日(日)午後3時から8時まで



##### 2. 室内での授業・紙への図化

室内で昔の測量方法である縄を使用した古墳の描き方の授業を行い、実際に子どもたちに紙の上に1/200の前方後円墳を描いてもらう。

##### 3. 縄の作成

1歩(ぶ)=1.4mとし、縄に1.4m間隔で12カ所に印を付けた縄を作成する。

##### 4. 支部による広報活動

紙コップ・LEDに土地家屋調査士の文字を入れる。

広報グッズや水を参加者全員へ配布。

#### 5. グラウンドに縄を使用した前方後円墳の復元

5班に分かれて作成した縄を使用し、グラウンドに1／1の前方後円墳を描く。

古墳時代にあったと思われる、麻縄、木杭、木槌、竹により再現を行う。

#### 6. 現在の測量機器(トータルステーション)を使用した前方後円墳の復元

現在の測量機器を使用して前方後円墳を描き、今と昔の測量精度の差を見る。

また、子どもたちに測量機器を使用してもらうことで、現在の測量へ興味を持つてもらう。



#### 7. キャンドルによるライトアップ

描いた前方後円墳に埴輪に見立てたLEDライトを入れた紙コップ(5000個)を並べ、前方後円墳をキャンドルでライトアップする。

紙コップは事前に大阪府弥生文化博物館と池上曾根弥生学習館に置き、ご来館いただいた子どもたちに埴輪の絵を描いてもらう。

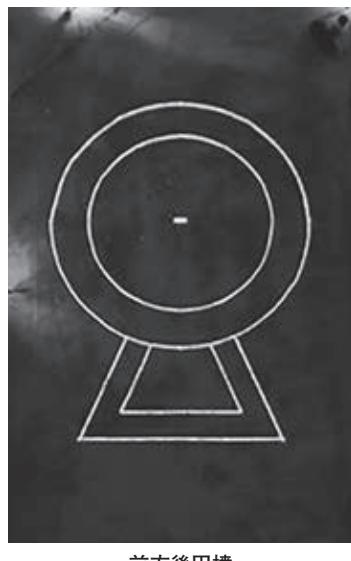
#### 8. ドローンによる撮影・放映

ライトアップした前方後円墳を空から撮影すると同時に、参加者全員でプロジェクターに映し出されたドローン映像を鑑賞。



令和の夜景の中にひときわ輝く大園古墳を見たとき、この形を成す一つ一つの明かりはこのイベントにご参加いただいた皆さまが並べた紙コップのLEDでできていると考えると、とても感動的でした。

この感動は猛暑の中で泉大津市立条東小学校のグラウンドに全長53mの大園古墳を縄と竹で描き、埴輪に見立てた5000個のLEDの入った紙コップをグラウンドに並べた子どもたちと保護者の方、大阪府・泉大津市・和泉市・高石市の職員の皆さん、そして集まっていた土地家屋調査士の有志の皆さまの汗の結晶であります。このキャンドルの明かりは子どもたちの夏の思い出としてずっと心の中で輝いていることでしょう。そして、この子どもたちの中からいつか土地家屋調査士になる子が現れることを楽しみにしております。



前方後円墳

ドローン動画は  
こちらから

## 若手土地家屋調査士の「未来」を拓く

# 12人の若手/土地家屋調査士

### 第3回 今ある現状を最大限に生かし、未来の土地家屋調査士像を描く

札幌会 門馬 由昌 会員

土地家屋調査士の世界で、時代の変化に対応し、新たな価値を創造しようと挑戦し続ける若き力がいる。

北海道札幌の地で、二代目として事務所を牽引する門馬 由昌(もんま よしまさ)氏。数多くの現場経験と、伝統・革新を融合させた独自のスタイルから見えてくる、現代の若き土地家屋調査士像、そして仕事の考え方と職業としての安定、未来へのビジョンについて、連合会広報部荒木が取材しました。

#### 1. やりたいことがなかったからこそ、土地家屋調査士の道へ

荒木：まず、土地家屋調査士を目指したきっかけからお伺いできますか。

門馬：実は、かっこいい理由ではないんですが、「やりたいことがなかった」からなんです。父親が土地家屋調査士でしたので、身近にこの仕事をありました。大学も土地家屋調査士の推薦で明海大学へ進学しましたが、当時は地元札幌を離れて東京に行って新しい世界を見たいという動機が強かったです。卒業を迎える、「今後の就職先をどうするんだ」となった時、親から「やりたいことないならうちに来ればいいんじゃないかな」と言われたのがスタートです。就職活動もしなくていいんだ、と(笑)。

荒木：そうだったんですね。事務所に入って、すぐ土地家屋調査士を目指しましたか？

門馬：いいえ、将来的になれたらいいな、という程度でした。大学で測量士補は取得していたので、そこから2～3年は現場にひたすら行き続けるという補助者としての期間でした。親のすねかじり、息子だけ優遇されている環境で仕事をしたくなかったので、仕事に重きをおき、仕事に集中して、真剣に取り組み、「ど



うしようもない息子だ」と思われたくない一心で、現場の数をこなしました。

荒木：本格的に土地家屋調査士の資格取得を決意されたのはいつ頃ですか。

門馬：令和3年の土地家屋調査士試験で合格したんですが、その約1年半前に東京法経学院の講座に申し込みました。令和2年秋の試験は「通過点」だと考え、翌年の合格を目指したところ、狙いどおりに合格できました。

荒木：素晴らしいですね。短い期間で集中して結果を出された。

#### 2. 現場経験の数と「二世」が持つ独自の強み

荒木：土地家屋調査士の資格を取得されて約5年。なりたての頃と今とで、違いはありますか。

門馬：一番の違いは、「堂々としている」ことかもしれません。補助者の立場だと、本職の指示のもとで土地家屋調査士業務の補助を中心に業務を行っていました。今は、土地家屋調査士として自信を持って業務に当たっています。年間で確定測量350件、現況調査など850件、登記申請400件弱と、かなりの数をやらせていただいているが、数をこなすことで質が



生まれ、結果的にそれが成長痛となって自分を育ててくれていると感じます。

荒木：数をこなすことが自信につながる、と。また、門馬さんは二代目という立場ですが、そこをどう捉えていますか。

門馬：実は、「宝くじに当たった」ようなものだと思っています。親が築き上げた技術や信頼を引き継いでいるわけですから、これを活かさない手はない。

荒木：まさにそうですね。

門馬：依頼者側の視点から見ても、僕が若くフットワークが軽く動けて、その裏に「大先生(父親)」というバックがいるというのは、安心材料になると思うんです。ベテランの経験と若手の機動力が融合したこの形は、土地家屋調査士事務所としての強みだと感じています。

荒木：二代目だからこそ、先代の事業を引き継ぐ「ミッドフィルダー」的な役割が必要だと。先代がフォワードとして前を向き、点(仕事、人脈)を取りに行ったのに対し、二代目は全方位に気を配り、伝統と革新を繋ぐ。その融合が最強だと私も思います。

### 3. 業務効率化と他の商圏への挑戦、そして区分建物表題登記

荒木：今直面している課題や、挑戦したいことはありますか。

門馬：技術的なことよりも、今は「求められている

ことをやっていきたい」という思いが強いです。お客様との会話の中にヒントがある。例えば、図面一つとっても、お客様からの要望を反映して、私が入った頃と今とでは全く違うものになっています。その声を拾い続けることが大事です。

荒木：最新の技術、例えば3Dスキャナーやドローンの導入についてはどうお考えですか。

門馬：もちろん考えた時期はあります。しかし、3Dスキャナーやドローンを導入し、そのせいで測量代が上がってしまうとしたら、お客様は嬉しくないだろうなど感じました。お客様が本当に求めているかどうかが重要だと考えました。ただ、技術革新でもあり、導入については悩んでいるところもあります。なかなか難しいです。

荒木：ありがとうございます。最後に、今後の目標と、どのような土地家屋調査士になりたいかビジョンを教えてください。

門馬：一つは、北海道だけでなく他の土地で土地家屋調査士として挑戦してみたいという思いがあります。人口が多く、土地建物の取引が多い場所で、自分のサービス、技術を提供したい。そして、今現在、専門性を高めたい分野は、区分建物表題登記です。札幌の再開発や、将来的に40階建てのような大規模マンションの登記を経験し、「区分ならこの人だよね」と言われるような、土地も建物もパーフェクトな土地家屋調査士になりたいと思っています。

#### 4. 若手へのメッセージ：土地家屋調査士の仕事は安定している

荒木：これから土地家屋調査士を目指す人へ、この仕事の魅力やアドバイスをお願いします。

門馬：この仕事は、土地と建物がある限り、生活ができないレベルになることはまずない、と考えています。収入についても、その人がどれだけの収入を求めるかで目的達成のための行動が変わり、目的に対して仕事に関する時間が変わり、結果として収入に差が生まれているのだと思います。自分のライフスタイルを主軸に捉え、生活ができるレベルで満足する人もいれば、収入多くを求めて仕事に全振りする人もいる。どちらにせよ、安定性はあると思います。

土地家屋調査士試験は難しいと感じる人もいるかもしれません、ある一定の努力さえすれば、必ず合格できる試験だと思います。「やってみたい」と思ったなら、諦めずに挑戦してほしいです。実際、僕も経験は決して頭がいいとは言えないです。それでも、勉強していくことで、一定の努力をしたことにより、土地家屋調査士試験に合格できました。土地家屋調査士試験の合格は、決して夢ではないです。

荒木：貴重なお話をありがとうございました。

#### 飾らない情熱と、誠実さが拓く土地家屋調査士の道

「やりたいことがなかった」という飾らない言葉から始まった門馬氏のキャリアは、ただの偶然ではなく、目の前の仕事に真摯に向き合い続けた誠実な努力によって築かれたものです。

現場で数多くの案件をこなし、「どうしようもない息子だと思われたくない」という強い責任感から資格を取得。そして今、門馬氏が熱を込めるのは、



最新技術の導入論よりも、顧客との会話から生まれる「求められる価値」の追求です。それは、流行に流されず、土地家屋調査士の本質である「使命」を追求する、プロとしての純粋な情熱に他なりません。

「二世」という立場を「宝くじ」と表現するその率直さは、既得権益に甘んじることなく、与えられた環境を最大限に活かして勝負する現代的な強さを象徴しています。

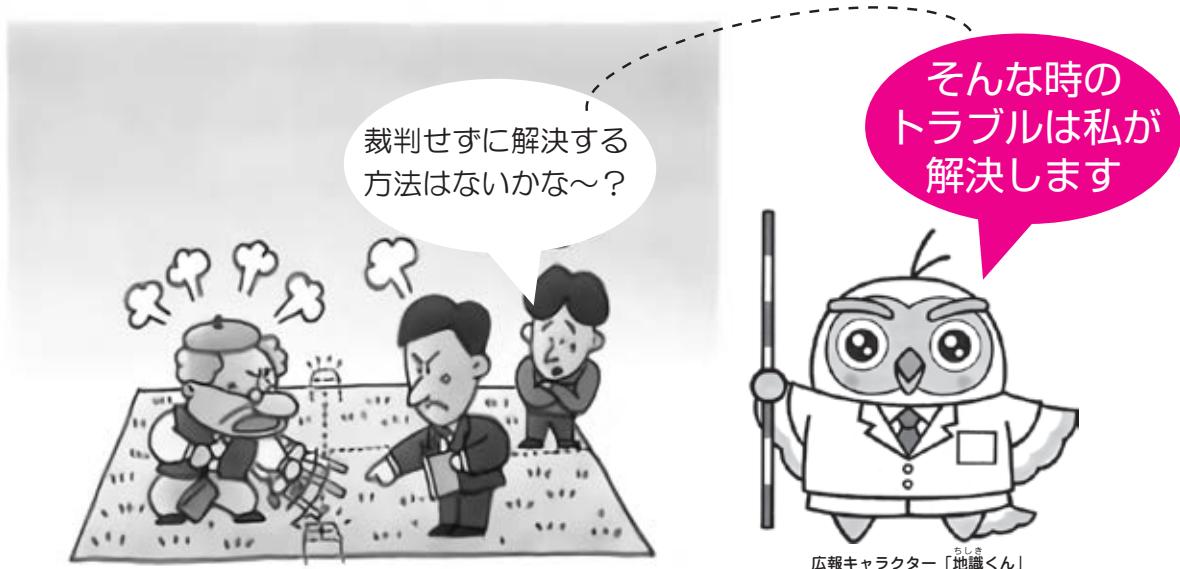
高齢化が進む業界の中で、門馬氏のフットワークの軽さと、裏にある確かな信頼(父親)が融合した組織像は、私たち土地家屋調査士が目指すべき持続可能で、人に愛されるサービスの形を示しています。

「ある一定の努力さえすれば、必ずできる」と、これからを目指す若者へメッセージを送る門馬氏。その地に足の着いた、熱いビジョンに土地家屋調査士業界の未来を感じます。

広報部次長 荒木 崇行(取材・文)

# ADR

## 民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決する ADR 認定土地家屋調査士を目指そう！

研修

→

考查

→

認定

45 時間の集中研修で  
ADR 代理人として  
必要な知識を習得します。

研修で培った能力を  
検定します。

基準を満たした場合  
ADR 代理関係業務を行  
うのに必要な能力を有す  
ると認定されます。

# 特別研修とは?



## 目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

## 受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

## 受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再検査制度や再受講制度（2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

## カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に検査（テスト）があります。

### 1 基礎研修(17時間)：基礎的な視聴研修（eラーニング視聴）

第21回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲 法 (2時間)	ADR代理と専門家責任 (2時間)
民 法 (3時間)	ADRの意義と機能 (4時間)
民事訴訟法 (4時間)	筆界確定訴訟の実務 (2時間)

### 2 グループ研修(15時間以上)：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

### 3 集合研修(10時間)：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

### 4 総合講義(3時間)：弁護士による倫理を主体とした講義

### 5 検査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

## 第21回土地家屋調査士特別研修日程

- 基礎研修 令和8年6月24日(水)～7月8日(水)
- ガイダンス 令和8年7月22日(水)午後
- グループ研修 令和8年7月22日(水)～8月18日(火)
- 集合研修・総合講義 令和8年8月21日(金)～23日(日)
- 検査 令和8年9月 5日(土)



## 告知板



# 土地家屋調査士新人研修修了者

令和7年度土地家屋調査士新人研修(東京会場)の修了者は次のとおりです。(順不同・敬称略)  
修了者数 248名

## 関東ブロック協議会(149名)

### 東京会(50名)

織田 繁敏	矢口 竜太	安保 正人
野添 英輝	持留 大志	西浦 雄人
田所 裕昭	石井香秀里	椿 昇
石川 久美	阿部 智美	藤井菜々子
中島 芳憲	小澤 快人	柳 京介
大野 泰伸	上坂 啓二	春日 昌仁
永田 翼	上澤 貴憲	大波 修
大柄根 淳	相馬 寛希	東 純一郎
成住 邦雄	間瀬 勝彦	佐々木健人
曾根 獨之	高木 治幸	上村 敦大
草間 智礼	花田 祐弥	原田雄一朗
小林 竜大	金井 宏之	永田 成樹
吉岡 楓馬	沖本 剛志	小暮 誠
山田龍太郎	堀川 努	山崎 翔太
原 智	京相 康弘	坂井 鴻太
立石 該亜	村岡 宗之	畠野 良兼
大崎 英一	長谷 勇斗	

### 神奈川会(17名)

田中 洋平	小林 拓哉	石黒 太郎
大久保 薫	山下 輝也	浅沼 大祐
菅野潤一郎	熊倉 弘隆	阿部 謙人
橋本 竜弥	小坂 輝	西堀 俊輔
野村 勉	宮城 智成	橘 栄二郎
佐々木悠太	大出 博司	

### 埼玉会(21名)

並木 崇	厚地 慎子	富松 理人
萩原 直哉	玉置 恵大	茂木 賢治
古舘 直人	戸田 陽平	富岡 良介
田中 信行	細田 和也	森田 勇一
松原 美穂	額賀 裕紀	菅井 日向
長谷川七海	宍戸 光治	小原 一晃
五代儀研司	落合 大造	荻野恵津子

### 千葉会(13名)

日向 一	根本 実	中村 勇介
------	------	-------

### 佐々木充紀

橋本 剛延
萩原 百栄
渡邊 研太

### 田中 大介

宮野 亮子
野田 治夫

### 堤 晋哉

石井 宏武
田邊 俊一

### 茨城会(4名)

斎藤聰太郎
長谷川貴一

### 余井 孝洋

### 豊島 拓

### 栃木会(4名)

岩出 哲和
鈴木 善武

### 大久保 齊

### 鶴野 直樹

### 群馬会(11名)

山本 敬典
大塚 勇斗
嶋田 琢磨
津久井芳貴
井上 良

### 岡本 陽義

### 椎名 美帆

### 岩田 翔

### 静岡会(14名)

天野 幸司
本田 順平
石川 順一
園田 雄一
渡邊 秀人

### 北澤 秀剛

### 榎原 大輔

### 大村 佳央

### 原 国太郎

### 鈴木 啓章

### 米澤 裕嗣

### 野添 正義

### 山梨会(2名)

嶋崎 将磨
佐保 賢司

### 長野会(10名)

筒井 幸輝
弓場 稔之
朝倉 慶一
関口香奈恵

### 柳澤 茂治

### 小原 茂

### 戸堀 悟

### 中沢 俊太

### 横内 慶

### 加藤 一輝

### 新潟会(3名)

齋藤 裕助
池田 陽三

### 豊島 永祥

### 兵庫会(2名)

向山 剛	朴 龍一
------	------

### 滋賀会(2名)

安江 亨介
草姥 拓也

## 中部ブロック協議会(30名)

### 愛知会(22名)

山脇 賢人	尾崎 駿	戸田 大就
高木 建一	山本 拓八	新井 俊行
佐藤 允和	内田 康介	杉浦 優介
加藤めぐみ	近藤 大河	村口 宏紀
土屋幸四郎	佐藤 成悟	春木 宣幸
足立 謙一	岡田 学	辛島 辰哉
板橋 幸平	新美 泰史	大野 暉彦
初鹿 雄斗		

### 三重会(2名)

伊藤 彩貴	日々野正英
-------	-------

### 石川会(2名)

北川 巧	辰村 勇輔
------	-------

### 富山会(4名)

渡辺 育	大波加明道	小山 洋平
畠中 裕二		

## 中国ブロック協議会(11名)

### 広島会(3名)

永満 悠香	篠原 慈幸	西垣 克也
-------	-------	-------

### 鳥取会(1名)

黒見 誠
------

### 山口会(4名)

中野 陽子	地代 弘文	瀬口 藏弘
八木 淑江		

### 島根会(1名)

古志野圭介
-------

### 岡山会(2名)

平口 裕章	大倉 久直
-------	-------

## 九州ブロック協議会(19名)

### 福岡会(9名)

永田 秀樹	吾郷 公紀	大島 正浩
吉田 悠佑	柴田章太郎	山口 洋平
上村 和広	玉木 哲郎	江藤 昭人

### 鹿児島会(2名)

新地 生和	溝口 隆史
-------	-------

### 大分会(2名)

穴井慎一郎	渡邊 佑衣
-------	-------

### 宮崎会(2名)

松岡 望行	小林 賢一
-------	-------

### 熊本会(1名)

一法師政志
-------

### 沖縄会(3名)

友寄 翔太	宮里 保崇	知念大志朗
-------	-------	-------

## 東北ブロック協議会(24名)

### 宮城会(10名)

大友 秀之	八巻 和樹	望月由紀子
原田 孝良	池田 芳樹	黒澤 若菜
福田 浩之	根本 賢斗	木村 真也
木村 亮太		

### 福島会(10名)

蛭田 剛	内田 亮也	安藤 宏幸
檜森 匠	金成 亮尚	樺村 雄大
鈴木 達也	小野 崇	山川 宏司
織田 和晃		

**山形会(1名)**

高橋 啓

**岩手会(1名)**

菅崎 貴栄

**秋田会(2名)**

武田 裕紀 小嶋 肇

**札幌会(5名)**

藤田 大介

富士原友亜

平澤 孝介

松田 範行

星 秀幸

**旭川会(2名)**

小松美貴子 七尾 健太

**釧路会(2名)**

西 将介 坂口 嘉啓

**北海道ブロック協議会(9名)**

**徳島会(1名)**

小林 正幸

**高知会(1名)**

山本 準平

## 連合会長

### 岡田潤一郎の水道橋通信



10月16日  
～11月15日

11月21日は、水道橋駅周辺の様子がいつもと少し違っていた。東京ドームに向かう人々の年齢層がなんとなく高く、どの人も笑顔は少ないと感じた。後刻、「長嶋茂雄さん　お別れの会」が開催されていたことを知った。私世代が子供の頃、野球をやるから好きなポジションへ行けと言われると、そのほとんどの子がサードでグローブを叩いた。好きな背番号を付けて良いと言われれば、ほとんどの子は「3」を主張した。子供の頃から捻くれ者だった私は、キャッチャーで22番が好きだった。しかし、巨星が墮ちた感は、お別れの会に参列された32,400人と同じ感覚であり、水道橋の片隅から手を合わせ目を閉じた。

## 10月

### 16日 予算・政策要望に関する打合せ

今年も各政党の土地家屋調査士議員連盟に対してお願いする予算要望・政策要望対応が始まるに当たり、制度対策本部役員及び関係役員と共に協議を行う。

### 16日 日本不動産鑑定士協会連合会設立60周年記念祝賀会

不動産鑑定士協会から記念祝賀会の案内をいただき、会場の八芳園へ向かう。日本不動産鑑定士協会連合会は設立60周年を迎える、社会に貢献する資格者団体としてますます成熟の道を歩まれようとしており、私たちも共に進むべく挨拶をさせていただいた。

### 17日 狹い道路解消シンポジウム

当連合会では、幅員4m未満の狭い道路の解消は、防災・減災、国民生活の安心・安全の観点から喫緊の課題と捉え、継続してシンポジウムを企画している。本年は宮城会の皆様にお世話になり、仙台市において、「広がる道路 広がる安心」を掲げ開催。当該シンポジウムが大きな契機となり、国民的な議論

展開がされることを期待し、多くの来場者と挨拶させていただいた。

**22日** 日調連・全調政連・全公連による三者打合せ  
全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)と全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(全公連)と当連合会は、三者連携は当然として、一体感を共有しつつ、組織運営に携わっているが、定期的に各役員も交えての打合せを開催してきた。今回も、昨今の政局対応をはじめ、共通の懸案事項の進捗と見通し、新規案件等、多くの項目に関して意見交換を実施。

### 25、26日 令和7年度第4回九州ブロック協議会長会議

九州ブロック協議会では、担当者会同と所属の土地家屋調査士会長会議を定例的に開催されている。ご案内を頂戴し、会長会議に出席させていただいた。

### 26、27日 第38回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

本年の日調連親睦ゴルフ大会は、鹿児島県指宿市において開催していただいた。前夜祭には鹿児島県知事、指宿市長にも出席いただき、大いに盛り上がる中、本誌10月号の表紙を飾った92歳で補助者登録をされた本村さんも参加されており、笑顔でご挨拶をさせていただいた。実際に多くの人の出会いは、財産であることをつくづく実感する。ゴルフ大会の企画と運営をいただきました鹿児島会の皆様、ありがとうございました。

## 11月

### 5日 群馬土地家屋調査士会会員研修会講師

群馬会の会員研修会に、大久保総務部長と共に講師依頼をいただき、会場の高崎市へ向かう。私からは「土地家屋調査士の未来展望～拓こう新時代～」のテーマで90分間ほどお話しさせていただいた。

### 8日 泉川孝三氏受賞記念祝賀会

私が補助者時代から大変お世話になってきた泉川先生の黄綬褒章受章祝賀会が愛媛県松山市において開催され、出席。今回、泉川先生は司法書士功労における受章であるが、現役の土地家屋調査士でもあり、この日も多数の土地家屋調査士会員も参加している中、日調連会長としてお祝いの挨拶をさせていただいた。

---

**10日 関東ブロック協議会第42回親睦ゴルフ茨城大会**

関東ブロック協議会主催のゴルフ大会に参加させていただいた。ブロック協議会所属の各会持ち回りで開催しているそうで、今回は茨城会のお世話により「大洗ゴルフクラブ」において開催。多くて一年に4～5回程度しかゴルフをしない身にしては贅沢すぎる設定であり、緊張の中にも笑顔(おおわらい)で過ごさせていただいた。

**11日 商事法務研究会創立70周年記念シンポジウム**

商事法務研究会から記念シンポジウムの案内をいただき、会場の東京大手町・日経ホールに向かう。シンポジウムは、「企業におけるリーガルマインド」をテーマに基調講演、パネルディスカッションが展開され、資格者としても意義深い内容であった。

**12日 自由民主党 団体総局法務・自治関係団体委員会・法務部会「予算・税制等に関する政策懇談会」**

自由民主党本部において開催された法務省関連団体による「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、柳澤専務理事から私たち土地家屋調査士としての要望を申し上げた。

**14日 沖縄県土地家屋調査士会創立60周年記念式典及び祝賀会**

沖縄県においては、戦後27年間にわたり米軍の統治下だった歴史もあって、土地家屋調査士制度が創立されて本年が60周年となる。この日、那覇市で開催された記念式典に参加させていただき、実に多くの先人たちの想像を絶する苦難の道のりに思いを馳せつつ、感謝と更なる進歩をお誓いさせていただいたところである。

## 10月

15、16日

## ○第5回業務部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂について
- 2 地積測量図XMLについて
- 3 業務関連文書のデータベース化について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第10号様式(事件簿)及び同規則附録第11号様式(年計報告書)の改定及びデータ活用について
- 5 宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面に記載する図面について
- 6 所有者不明土地を隣接地とする土地における分筆の登記等を可能とするための筆界特定手続(筆特活用スキーム)について
- 7 登記基準点評価委員会での意見等への対応について
- 8 日調連データセンターシステムについて
- 9 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の成果物について
- 10 調査士カルテMapの方向性や機能追加等について
- 11 オンライン登記申請について
- 12 第1回全国会長会議における質問・要望等について
- 13 令和8年度業務部の事業計画(案)及び予算(案)について

## ○第4回研修部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 土地家屋調査士専門職能継続学習運用マニュアル等の見直しについて
- 2 令和8年度以降の新人研修における各ブロック協議会に委託する際の運営方法等の対応について
- 3 第1期土地家屋調査士年次研修の取りまとめについて
- 4 第2期土地家屋調査士年次研修の実施内容等について
- 5 全国の土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 6 研修ポータルサイトについて
- 7 研修管理システム及びCPD管理システムの改修について
- 8 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 9 令和8年度研修部の事業計画(案)について

16日

## ○狭い道路解消シンポジウム

## 22、23日

## ○第5回広報部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 令和7年度のウェブコンテンツの作成について
- 2 令和7年度に作成する広報ツールについて
- 3 受験者の拡大に向けた活動について
- 4 土地家屋調査士白書の作成について
- 5 全国広報担当者向けセミナーについて
- 6 会報の編集及び発行について
- 7 令和8年度広報部の事業計画(案)及び予算(案)について

## 23日

## ○第3回会報「土地家屋調査士」編集会議

## &lt;協議事項&gt;

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等について
- 2 11月号の編集状況について
- 3 12月号以降の掲載記事について
- 4 令和8年度の広告掲載の募集について
- 5 令和8年度における会報「土地家屋調査士」の会員への直送について

## 24日

## ○第2回土地家屋調査士の登録の取消しに係る聴聞期日

## 26、27日

## ○第38回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

## 29、30日

## ○第4回総務部会

## &lt;協議事項&gt;

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則(附録第5-1号・同5-2号)及び土地家屋調査士登録事務取扱規程(付録第1号様式・同第57号様式)の一部改正について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和7年3月追加)」について
- 3 使用人土地家屋調査士について
- 4 土地家屋調査士職務倫理規程の解説(案)について
- 5 土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集の改訂(案)について
- 6 令和8年度以降の専門的業務賠償責任保険の更新について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会文書取扱規程の見直しについて
- 8 カスタマーハラスメントへの対応について
- 9 役職員研修について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会災害・危機管理対策マニュアル等の見直しについて
- 11 土地家屋調査士試験委員に対する旅費交通費の支払について
- 12 連合会における令和8年度の主要な会議に

- 関する日程(案)について
- 13 令和8年度総務部の事業計画(案)及び予算(案)について
  - 14 令和7年度第2回全国会長会議及び令和8年新年賀詞交歓会の運営等について
  - 15 日調連関係規則等整備PTでの検討事項について
  - 16 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正(案)について

### 30日

- 第2回地図対策室会議(電子会議)

#### <協議事項>

- 1 法務局地図作成等基準点測量作業規程の改定について
- 2 法務局地図作成事業の落札価格について
- 3 令和8年度地図対策室の事業計画(案)及び予算(案)について

### 30、31日

- 第2回土地家屋調査士総合研究所会議

#### <協議事項>

- 1 令和7年度土地家屋調査士総合研究所の事業について
- 2 令和8年度土地家屋調査士総合研究所の事業計画(案)及び予算(案)について

## 11月

### 5日

- 第2回「土地家屋調査士白書2026」編集会議(電子会議)

- 第3回土地家屋調査士の登録の取消しに係る聴聞期日

### 5、6日

- 第4回社会事業部会

#### <協議事項>

- 1 管理不全土地の管理に関するマニュアルについて
- 2 令和8年度狭い道路解消シンポジウムの開催について
- 3 令和8年度社会事業部の事業計画(案)及び予算(案)について

- 第4回日調連関係規則等整備PT会議

#### <協議事項>

- 1 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)及び同会則モデル逐条解説集の改訂(案)について
- 2 土地家屋調査士職務倫理規程の解説(案)について
- 3 使用人土地家屋調査士について

### 6日

- 第3回特別研修運営委員会

#### <協議事項>

- 1 第20回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施について

- 2 第21回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施について
- 3 令和8年度特別研修運営委員会の事業計画(案)及び同予算(案)について

### 6、7日

- 第6回業務部会

#### <協議事項>

- 1 令和8年度業務部の事業計画(案)及び予算(案)について
- 2 土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第10号様式(事件簿)及び同規則附録第11号様式(年計報告書)の改定及びデータ活用について
- 4 宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面に記載する図面について
- 5 公共測量作業規程の準則の一部改正に伴う登記基準点測量作業規程運用基準別表の一部改正等について
- 6 調査士カルテMapに係る機密保持契約書及び使用許諾申請書兼承諾書の期間延長等について

### 11日

- 第2回義務研修運営委員会(電子会議)

#### <協議事項>

- 1 令和8年度以降の土地家屋調査士新人研修における運営実施及びカリキュラム等について
- 2 第2期土地家屋調査士研修について
- 3 次回以降の義務研修運営委員会の開催日程について

### 12日

- 第2回財務部会

#### <協議事項>

- 1 予算執行の適正管理について
- 2 財務部が保管している文書の取扱いについて
- 3 令和8年度以降のブロック交付金について
- 4 特別研修特別会計について
- 5 中長期的な財政計画の検討について
- 6 親睦事業の検討及び実施について
- 7 大規模災害対策に関する検討について
- 8 令和8年度予算(案)の策定方針について
- 9 令和8年度財務部及び共済会の事業計画(案)及び予算(案)について
- 10 設備投資準備資産の執行計画について
- 11 日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程及び専務理事等の役員手当等の特例について
- 12 決議書決裁の方針について
- 13 有限会社桐栄サービスの取締役の交代について
- 14 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の訂正について

## 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

10月16日～11月15日

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標題
10月16日	令和7年度第3回理事会議事録
10月17日	土地家屋調査士試験受験者アンケートについて(お願い)
10月17日	令和7年度日本測量者連盟報告会の開催について(参考送付)
10月17日	令和7年度日本測量者連盟報告会のCPDポイントについて(通知)
10月21日	令和7年秋の生存者叙勲及び黄綬褒章受章者の内定について(通知)
10月21日	日本登記法学会「第10回研究大会」の開催について(お知らせ)
10月21日	日本登記法学会「第10回研究大会」のCPDポイントについて(通知)
10月24日	令和7年度土地家屋調査士新人研修(東京会場)の修了者について(通知)
10月27日	森林經營管理法による不動産登記に関する政令案に関する意見の提出について(依頼)
10月27日	オンライン登記申請等に関するWebアンケートの実施について(お知らせ)
11月5日	不動産登記規則の一部を改正する省令の公布について(お知らせ)
11月6日	令和7年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について(お知らせ)
11月7日	令和7年度ウェブ研修会の資料について(お知らせ)
11月10日	「取扱事件年計報告書総合計表」の提出方について(通知)
11月11日	土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテMap」の利用促進に向けたDMの送付について(お知らせ)
11月11日	国土交通省における土地境界データ及び不動産登記データの利活用促進「土地境界データ活用アイデア・ニーズの募集」(延長)について(お知らせ)
11月12日	森林經營管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令案に関する意見の提出について(依頼)
11月12日	第21回土地家屋調査士特別研修の実施について(通知)
11月13日	登記基準点の認定申請における留意点について(お願い)

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

## ■ 登録

令和7年10月1日付け

東京 8452 永田 優作  
神奈川 3273 秋林 利征  
千葉 2304 澤邊 亮  
静岡 1892 大島 新一  
大阪 3510 勝見 吉昭  
大阪 3511 中村 真紀  
大阪 3512 三田 武  
大阪 3513 弓倉多江子  
兵庫 2605 田中 智也  
兵庫 2606 高田 寿宏  
広島 1960 金本 佳三  
鹿児島 1137 重信 敏秀  
宮崎 839 那須 昭仁  
福島 1542 佐藤 政輝

令和7年10月10日付け

東京 8454 藤井亜寿香  
東京 8455 白井 海斗  
神奈川 3275 相澤 墨  
富山 564 船藤 祐也  
富山 565 橋本 拓也  
広島 1961 末盛 義己  
札幌 1263 伊藤 和也

令和7年10月20日付け

大阪 3516 戸田 尊文  
愛知 3188 伊藤 優樹  
岡山 1440 林 琢磨

## ■ 登録取消し

令和5年11月26日付け

京都 475 宮下 一人

令和7年8月25日付け

石川 485 宮林 健治

令和7年8月28日付け

愛媛 597 塩崎 徹

令和7年8月31日付け  
札幌 1064 小池 道雄

令和7年9月8日付け  
長野 2130 柳澤 良幸  
鳥取 380 松本 伸介

令和7年9月22日付け  
埼玉 2468 和田 正

令和7年10月1日付け  
東京 4815 高橋 藤男  
新潟 1685 阿部 春男  
新潟 1853 渡辺 幸子  
大阪 606 中島 純一  
大阪 2147 山本 昌英  
大阪 2203 井上 清孝  
大阪 2307 大久保孝司  
大阪 2649 吉野 幸治  
大阪 2766 辰巳 孝道  
京都 515 山川 善朗  
兵庫 1522 吉田 博  
愛知 1998 渡邊 和茂  
愛知 2628 大森 文策  
広島 1723 倉吉 幸夫  
徳島 349 小比 好人

令和7年10月10日付け

東京 6230 濑山 克彦  
東京 6599 板橋 賢  
埼玉 2207 岡庭 成司  
千葉 1671 戸部 義則  
群馬 777 塩澤 肇  
静岡 1125 三井 和夫  
静岡 1336 名倉 一雄  
静岡 1867 高崎 誠  
新潟 1828 熊倉 道雄  
新潟 2129 竹田 利行  
大阪 2506 砂川 直記  
京都 767 高橋 裕一  
滋賀 247 中野 俊夫  
滋賀 297 中川 聰  
和歌山 268 那須 敬人

三重 547 吉澤 信興  
福井 328 笠川 寛幸  
福井 334 後藤 孝広  
富山 444 杉政 博臣  
広島 1252 村上 堅造  
広島 1363 和田 博志  
佐賀 430 新郷 保行  
鹿児島 632 上山 秀満  
宮城 957 千葉 雅彦  
岩手 1133 川村 祐孝  
札幌 672 渡邊 和一  
札幌 755 竹内 建夫  
函館 161 外山 哲平  
高知 625 田邊 豊  
愛媛 428 藤本 徳夫  
愛媛 467 河端 周造  
愛媛 744 德永 哉江

令和7年10月20日付け

東京 4483 五味 道雄  
東京 6589 赤池 一廣  
東京 7827 佐々木 茂之  
埼玉 1295 堀口 計一  
埼玉 1916 鈴木 哲明  
埼玉 2049 松本 嘉明  
愛知 1680 鈴木 章司  
愛知 2506 水野 宝  
愛知 2817 倉地慎一郎

## ■ ADR認定土地家屋調査士の登録

令和7年10月1日付け

大阪 3325 金光 豊

令和7年10月10日付け

東京 7748 山崎 智英  
大阪 3426 上坂 直之  
兵庫 2586 斎藤 千起

令和7年10月20日付け

徳島 536 川上 守

# 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

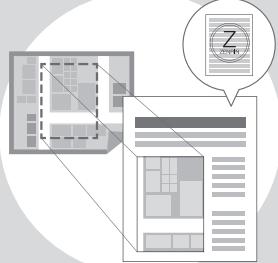
## 事前調査の 業務効率化

現地調査前に  
必要な地図がこれ一つで



PC やタブレットでいつでも確認でき、  
資料集め・事前調査で活用できます。  
紙の地図帳とは異なり、ページの境や  
市町村境も簡単に確認できます。  
(住宅地図・ブルーマップは全国閲覧可能)

複製許諾付きの  
地図印刷ができる



対象範囲を指定の縮尺で設定し、  
簡単に地図資料を作成できます。  
地図には複製許諾証がついてお  
り、案内図配布や登記申請の添  
付資料として利用できます。

業務で便利な  
機能搭載



シーンに応じたさまざまな検索、  
SIMAデータを取り込んで基準点等の位置確認、距離や土地の簡易計測など、便利な機能を多く  
搭載しています。

## 調査情報を地図上で 一元管理



地図上の位置と調査情報を紐づけ

調査情報・関連書類を地図上に登録し、事件簿の一元管理が可能。登録情報は CSV 出力もでき、年計表作成にも活用できます。

## 調査情報共有で 調査士どうしの連携強化

情報登録／情報管理

情報共有



登録された情報を  
調査士間で共有



- 事件簿情報・調査ファイルの中身など、秘匿性の高い情報は公開されません。
- 基本情報・その他所有情報などが共有されます。

## 新機能追加について

- 現在・過去年度別の空中写真を確認できるようになり、土地の変遷を用意に確認できます。
- 等高線レイヤが常時表示でき、現場の傾斜を事前に確認できます。……他にも便利な機能を同時追加！

全国閲覧可 月額 3,960円(税込)

お申し込み月の月末まで無料期間をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください !

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



◀ 連合会 HP 右下の  
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会  
「調査士カルテ Map」問合せ窓口  
E-mail kartemaps@chosashi.or.jp

# 令和8年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の総合型選抜(企業推薦)の活用をご検討ください。

## 出願要領

◎出願条件：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください。)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

- (ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者  
(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎試験科目：小論文及び面接 ※小論文・面接及び提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。

◎願書受付期間等

A日程 受付は終了しました。

B日程 (1) 願書受付期間…2026年2月23日(月)～3月3日(火)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)  
(2) 試験日…2026年3月14日(土) (3) 合格発表日…2026年3月17日(火)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

**出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。**

入試要項のお取り寄せ・お問合せは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

又は 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

## 奨学金制度

本学が指定する語学及び簿記等の資格を入学前の3月末までに取得した者を対象に、入学年度の授業料を減免する奨学制度です。本奨学制度への申請は出願時から入学後の4月まで可能ですので、入学手続を完了した方にも受給のチャンスが広がります。

◎給付条件

入学年度の授業料を全額免除	入学年度の授業料を半額免除
実用英語技能検定準1級以上、TOEIC®L & R 720点以上、TOEFL(iBT)® 78点以上、GTEC 1260点以上、IELTS 5.5以上、日商簿記検定試験1級、宅地建物取引士資格試験(旧宅地建物取引主任者試験)、測量士のいずれかを取得した者	実用英語技能検定2級、TOEIC®L & R 550点以上、TOEFL(iBT)® 57点以上、GTEC 1050点以上、IELTS 4.0以上、日商簿記検定試験2級、測量士補のいずれかを取得した者

※申請方法等については、明海大学浦安キャンパス入試事務室 047-355-5116 までご連絡ください。

以上

# 令和7年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。

長年のご功労に心から敬意を表しますとともに、これからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます。

## 旭日双光章



谷 口 隆  
（宮崎県土地家屋調査士会）

昭和63年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年  
宮崎会常任理事、同副会長、同会長を歴任。  
令和4年法務大臣表彰等、71歳

## 黄綬褒章



中 林 邦 友  
（大阪土地家屋調査士会）

昭和63年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年  
大阪会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任。  
令和元年法務大臣表彰等、65歳

## 黄綬褒章



中 野 正 章  
（滋賀県土地家屋調査士会）

平成3年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年  
滋賀会理事、同常任理事、同副会長を歴任。  
令和5年法務大臣表彰等、66歳

## 黄綬褒章

城 戸 崎 修  
（大分県土地家屋調査士会）

昭和60年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年  
大分会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連理事、  
同常任理事を歴任。  
令和2年法務大臣表彰等、65歳

## 黄綬褒章



吉 田 末 春  
（熊本県土地家屋調査士会）

昭和60年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年  
熊本会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任。  
令和元年法務大臣表彰等、66歳

## 黄綬褒章



馬 場 幸 二  
（鹿児島県土地家屋調査士会）

昭和60年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年  
鹿児島会常任理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任。  
令和元年法務大臣表彰等、70歳

## 黄綬褒章

久 高 兼 一  
（沖縄県土地家屋調査士会）

平成7年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年  
沖縄会常任理事、同副会長、同会長を歴任。  
令和2年法務大臣表彰等、62歳

## 黄綬褒章

古 川 克 己  
（秋田県土地家屋調査士会）

昭和63年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年  
秋田会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任。  
令和5年法務大臣表彰等、67歳

※受章者の年令・歴は、令和7年11月3日  
発令日現在です。

# 地名 散歩

## 第166回 尾張町・加賀町・山城町一国を名乗る町名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

江戸には「国名」の町が多かった。有名な銀座四丁目交差点は、昭和戦前期には尾張町交差点と称した。その北側は昔から銀座四丁目だが、南側は昭和5年(1930)まで尾張町で、永井荷風や菊池寛らが通った「カフェー・タイガー」の所在地としても知られている。徳川家康が江戸に入って間もない頃、江戸前島の先端に近いこの場所を造成したのが尾張藩であったことが地名の由来とされるが、関東大震災の復興事業で町名地番整理が行われ、一帯が銀座五丁目、六丁目の一部とされて消滅した。ブランド地名ゆえに、「うちも銀座に」と要望が多かったようで、この時に五丁目から八丁目までに銀座が「倍増」している。

新たな銀座エリアとなって消えた町名の中には、尾張町以外にも国を名乗る町が目立つ。

このうち現在の七丁目西側にあった加賀町は、住民に加賀出身者が目立った、あるいは開創の町名主である加賀平右衛門の名を採ったともされる。その隣の山城町は、元和3年(1617)に御金師堀淨栄が「御金并 銅物御細工」の御用を命ぜられて拝領したことによるなどの説。京都府南部にあたる山城国出身の金や銅を手がける細工職人ということだろう。

東京には「国の駅名」もいくつかある。中央本線(中央・総武各駅停車)四ツ谷駅の西隣にある信濃町駅のある新宿区信濃町は、ここに下屋敷を置いた大和国櫛羅藩(現御所市)の藩主永井氏が信濃守を名乗ったことから、俗に「信濃殿町」または「信濃ノ原」と称していたことにちなむという。

地下鉄丸ノ内線で大手町の北隣にある淡路



国名をつけた町が目立った銀座の南側。右下の銀座四丁目交差点に近い尾張町・尾張町新地、左下には山城町と加賀町が見える。1:10,000 「日本橋」大正8年(1919)鉄道補入



東京・御茶ノ水駅付近に現在も残る神田淡路町と神田駿河台(左上側)。後者は家康が駿河から呼び寄せた家臣団の屋敷に由来する。地理院地図 2025年11月11日ダウンロード

町駅は千代田区神田淡路町で、この町は神田川に架かる昌平橋の南側にあった備後福山藩(広島県福山市)阿部邸と豊後府内藩(大分市)松平邸の跡地だ。いずれも淡路国とは関わりがないが、町名は二丁目の淡路坂にちなんだ。この坂は御茶ノ水駅の東側から神田川に沿って下るもので、坂上にあった太田姫稻荷社の並びに鈴木淡路守邸があったことから淡路坂の名が生まれ、それが明治に入って武家地に町名を付ける際に採用されたという。淡路町の西側は神田駿河台で、徳川家康が駿河から呼び寄せた家臣団の屋敷地である。

信濃町や淡路町の町名の元となった信濃守、淡路守の「守」は、古代律令制では地方官である国司に付くものであったが、はるかに時代が下がって江戸時代には武家の「官位」における単なる名義としてそれぞれの領国とは関係のないものが多い。

比較的新しいが駅名になったものではJR京葉線の越中島。隅田川のかつての河口近くの場所で、佃煮で有名な中央区佃の対岸にあたる。江戸時代初期に駿河の久能山(現静岡市)警衛の役をつとめた榎原越中守の別邸に由来するというが、当時は海辺のため度重なる高潮などの被害を受け、後に石置き場になった。隣接する古石場という町名もその石置き場に由来する。

江戸の範囲からは外れるが、現在の東京都荒川区には三河島という地名があった。JR常磐線の駅名としては現役だが、町名は半世紀以上前に消えている。昭和7年(1932)に一帯が東京市に編入された際には「三河島区」が有力候補であったほどだが、昭和36年(1961)に大半が「荒川」などの町名に変更され、同41年に消滅した。現在では三河島駅の他に京成電鉄の新三河島駅などに残る程度である。

三河島の地名の由来はいくつも説がある。ひとつは3筋の川に囲まれていたからという

シンプルなもの、2つ目は徳川家康が関東入国にあたって三河国の旧地を捨ててきた竹束役が賜った知行地という説だ。ちなみに竹束とは火縄銃から身を守るため竹を束にした盾である。そして3つ目は長禄年間(15世紀・室町時代)に木戸三河守の館、4つ目は小田原本条氏の家臣、細谷三河守の知行地という説。

近世における国の数は、佐渡・隱岐・壱岐・対馬の島国を含めて陸奥から薩摩まで68に及ぶが、それぞれが万遍なく地名化されるわけではない。ざっと調べた印象としては、伊勢がトップだった。他国のような「伊勢守」由来の地名もあるが、多くが伊勢神宮関連で、地元の伊勢社もしくは伊勢に通じる道、伊勢神宮の遙拝所由来などが目立つ。滋賀県の膳所(大津市)にあった伊勢屋町(現大津市中庄一丁目)は、本多氏が伊勢の亀山城から当地に移った際に随伴した商人が住んだことによる町名だ。

少ない国としては大阪～神戸エリアに該当する摂津で、現存する町名は皆無だ。かつて存在したものを含めても、『角川日本地名大辞典』によれば大阪市北区の天神橋筋の一部に明治5年(1872)まで存在した摂津国町の1つのみである。読み方が「つのくに」であるのは、古代には津国(難波津など港のある国)であったため、読みだけ原形を留めたのだろう。摂津国に変わったのは和銅6年(713)に発せられた「好字二字令」を機に津(港)を管轄する摂津職の字を国名としたため。そういえば東京の四谷付近にある津の守坂は美濃高須藩主の松平摂津守の屋敷地にちなんだ。こちらは摂の字も脱落した形だ。

一見国名に見えてまぎらわしいものもある。大田区の蒲田付近にあった出雲町(現仲六郷一丁目)は旧地名の出村の八雲神社の字の合成だし、足立区のJR亀有駅の北側にあった長門町(現大谷田ほか)は長州とは関係なく、旧地名である長右衛門新田の短縮形である。

### 今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしげ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

# ち ょ う さ し 俳 壇

第487回



「煤逃げ」

深谷 健吾

今月の作品から

深谷 健吾

煤逃げの親子ばつたり喫茶店  
戦争を知らぬ親と子芋を焼く  
無住寺の賽銭箱に木の実降る  
短日や流れ細めて長良川

当季雑詠 深谷 健吾 選

爽やかに諭さる老いの身嗜み  
尺八の澄みし音色や秋日和  
過不足の無きの暮らしや秋桜  
吾にまだ歩く力や男郎花

茨城 中原ひそむ

刺しもせず秋の蚊鳴きて何処にか  
心よりの友は今なし雁渡る

天命に生きて逝きたし天の川  
背伸びして歩めぬ齡杖の秋

兵庫 小林 昌三

身に入むや清き社殿に伸ぶ背筋  
いつも咲く場所に競へり曼珠沙華

山口 久保真珠美

待宵や大きく浮かぶ観覧車  
訪ぬればコスモス搖るる里の庭

鹿児島 田代 悅哉

冬の海五艘の船でいざ屋島  
冬の波扇の的を射てみいや

島田 操

尺八の澄みし音色や秋日和

「秋日和」は、秋の季語。秋空が澄んで高々  
と晴れ渡ること。「秋日和」は、眩しい日ざ

しのなか、穏やかに過ぎて行く一日を感じ

させる。「菊日和」は、菊の花が盛りのころ  
の日和。菊花展が催され、さまざまな式典

も多い。秋日和の中の体育祭や文化祭は、  
学生にとつては秋の風物詩である。文化祭

のなかの演奏会の光景の一句か。学生が吹  
く尺八の澄んだ音色に接し、伝統ある日本  
文化の深さを感じたことでしょう。秋日和  
の佳き日に、格調高い演奏会の光景を詠み  
込んだ佳句である。

中原ひそむ

刺しもせず秋の蚊鳴きて何処にか

「秋の蚊」は、秋の季語。まだ暑さが残っ  
ている頃には、夕方などに飛んできて刺す  
ことも多いが秋が深まるにつれ蚊の数も減  
り弱々しくなってしまう。秋の蚊は、憎た  
らしく思う夏の蚊と違い可哀想なほどに、  
声も弱々しくて刺さずに何処かに行つてしま  
う。提句は、秋の蚊の状況を的確に捉え  
て詠み込んだ佳句である。

小林 昌三

身に入むや清き社殿に伸ぶ背筋

「身に入む」は、秋の季語。「身に入む」は  
もともと体に深くしみ入るように感じるこ  
とで、感覚的な響きが強い語である。秋の

ものがあわれや秋冷がしみじみと感じられ  
ることをいう。神社の正殿前に立つと、神  
社に対する深い敬意や信仰心からか。背筋  
も心も自ずとしやんとする。その心情を季  
語の「身に入る」を用いて詠んだ佳句であ  
る。

訪ぬればコスモス搖るる里の庭

久保真珠美

「コスモス」は、秋の季語。初秋から枝頭

に咲く頭状花は、白・淡紅・紅など色とり  
どりで美しい。風雨で倒れてもまた起き上  
がり花を付け、晩秋まで咲き続く。和名は  
秋桜。コスモスは、強い繁殖力があり、庭  
に植えてはいけないとされているが、庭の  
隅や垣根沿いに植えては花の美しさを楽し  
む。忙しくて久し振りに実家を訪ねたとこ  
ろ、庭の隅に母の大好きなコスモスが咲き  
揺れていた。きっと母が大切に育て上げた  
のでしよう。その光景を活写した佳句であ  
る。

田代 悅哉

冬の波扇の的を射てみいや

「冬の波」は、冬の季語。北西の季節風が  
強い冬は、波が高い。日本海では海鳴りを  
ともない怒涛となる。「平家方の小舟の舳

先に扇の的が揚げ挑発に源義経は畠山重忠  
を指名したが辞退したので那須為隆も辞退  
して弟の那須与一を推薦したので那須与一  
は「駒立石」に馬の前足を乗せて的を討ち落  
とした。」の説明文の添書きがありました。

# 国民年金基金

## 基金だより

### ～確定申告を前に：社会保険料控除証明・源泉徴収票等について～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

#### ■加入者のみなさま

本年中に掛金を納付された方に社会保険料控除証明書が届きます。同証明書は、「社会保険料控除」に係る税優遇の適用を受けるための年末調整や確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

紛失等再交付が必要な際は、支部までお問合せいただくな、基金HP上からも再交付申請書の入手または、申請手続きができますので、ご利用ください。

#### ■受給者のみなさま

1月中旬に年金受給者の方に源泉徴収票が届きますので、ご確認をお願いいたします。国民年金基金制度は、年金給付について、「公的年金等控除」が適用されています。確定申告が必要な方は、源泉徴収票を大切に保管し、忘れずに手続きを行ってください。

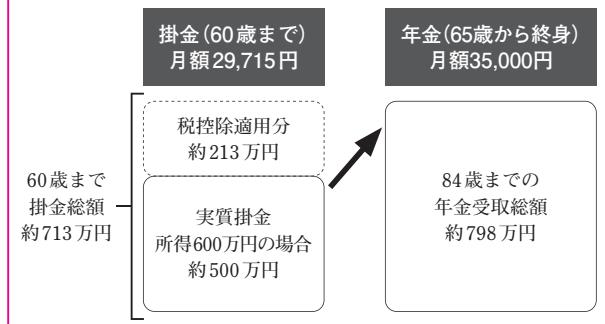
紛失等再交付が必要な際は、支部までお問合せいただくな、基金HP上からも再交付申請書が入手できますほか、申請手続きもできますので、ご利用ください。

#### ■未加入者のみなさま

国民年金基金制度では、上記のように、その掛金が全額社会保険料控除の対象となるほか、年金給付についても公的年金等控除が適用されるなど優れた税制上の優遇措置が講じられています。

年金の掛金と給付との関係を長期の視点でイメージしたものが、図となっています。40歳男性が月額約3万円の掛金で加入した場合、60歳までの掛金総額は約713万円となり、65歳から月額3万5千円の年金が終身給付されます。図では、65歳時の男

図 40歳0月男性A型(終身支給)に5口加入の場合



性平均寿命を踏まえ、84歳までの年金受取額(798万円)を記載しています。ここで、掛金全額に所得控除が適用されますので、課税所得600万円の場合、実質の掛金負担は、約500万円となります。

新規加入者の9割以上が基金の税制上の優遇措置を重視して加入されています。個人事務所の国民年金に加入されている第1号被保険者の方で、まだ基金に加入されていない方は、この機会にぜひご検討ください。

#### ■キャンペーン情報(その1)

1月から3月末までに新規加入された場合、クオカード1,000円を進呈する冬季特別加入促進キャンペーンが実施されますので、ご利用ください。

#### ■キャンペーン情報(その2)

加入者の方が、ご家族や知人等をご紹介・ご加入いただいた場合、クオカード1,000円を進呈するキャンペーンを実施中ですので、ご利用ください。

#### 国民年金基金のご案内

- 税優遇を活かして老後に備える -

##### 税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

ホームページ上でもシミュレーション  
加入申出のお手続きができます。

国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする  
終身を基本とする「公的な年金制度」です。

##### 加入資格

- 20歳以上 60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上 65歳未満で国民年金に任意加入している方



全国国民年金基金 土地家屋調査士支部



<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

0120-137-533

## 富山会

### 「女性士業の集い」

広報副部長 池田 由香



『らんどまーく』第374号

令和7年3月、カナルパークホテル富山にて「女性士業の集い」を開催しました。

弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、公認会計士、弁理士、税理士、宅地建物取引士、建築士、フリーアナウンサー、土地家屋調査士より22名の女性会員の方に参加いただきました。

アフタヌーンティを楽しみながらの穏やかな雰囲気で交流する座談会です。

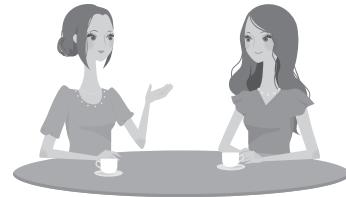
仕事内容はもちろん、個人で事務所を開いていらっしゃる方、事務所に勤務されている方と、勤務状況も違う皆で女性士業ならではの困った事、反対に良かった事、そして日頃仕事を支えてくれている家族の事等を簡単な自己紹介から始め、和気あいあいとお話をさせていただき笑顔あふれる温かな集いとなりました。

女性として、そして、1人の士業者としてプロフェッショナルに実務をおこなっていらっしゃる事、女性として、キラキラ輝いていらっしゃる事が、印象的でとても刺激を受け楽しい時間を過ごさせて頂きました。

今回の様な交流により、業務の幅も広がり、さらに女性達の活躍が増え、各々の業界全体が盛り上がりしていく事をご祈念いたします。

集いの企画段取り等に尽力して頂いた方々に、この場をお借りしてお礼申し上げます。

尚、今回のイベントは、翌日5日の北日本新聞朝刊に記事を掲載していただきました。



## 編集後記

師走の候、寒気厳しき折となりましたが、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年最後の会報となる12月号をお届けできることに、編集部一同、感慨深い思いでおります。

一年の活動を振り返りますと、土地家屋調査士制度を取り巻く環境には、デジタル化の波と各種法制度の改正など、これまで以上に大きな変化が押し寄せました。社会全体が効率性と透明性を求めて動く中で、私たちに求められる役割も着実に広がり、その対応力が問われた一年でもありました。そうした状況の中でも、全国の会員の皆様が日々研鑽を重ね、国民の財産保全という揺るぎない使命の下、誠実に業務を遂行されていることに、あらためて深い敬意を抱いております。

また本年も、各地の先生方より、地域に根ざした社会貢献活動の報告や、制度の未来を見据えた提言、

実務に基づく考察など、多彩で示唆に富む寄稿を多数お寄せいただきました。これらの記事は、会員相互の学びを促すだけでなく、私たちの職能の価値を再認識する大きな機会となりました。会報が全国の皆様をつなぐ架け橋として機能していることに、編集担当として深く感謝しております。

来る新年も、土地家屋調査士が社会にとって不可欠な存在であり続けるために、日本土地家屋調査士会連合会として制度の周知徹底、研修の充実、そして業務の質の向上に一層努めてまいります。本会報が、引き続き皆様の実務の参考となり、時には議論のきっかけとなる情報源であり続けられれば幸いです。

年の瀬を迎える多忙のことと存じますが、どうぞ自愛のうえ、晴れやかな新年をお迎えください。来年も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

広報部理事 岡林 友紀(高知会)

# 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

発行所

印刷所

会長 岡田 潤一郎

日本土地家屋調査士会連合会<sup>◎</sup>

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話 : 03-3292-0050 FAX : 03-3292-0059

URL : <https://www.chosashi.or.jp> E-mail : [rengokai@chosashi.or.jp](mailto:rengokai@chosashi.or.jp)

十一房印刷工業株式会社